

【部会名】源泉部会

【タイトル】一泊研修会

【日時】平成22年9月10日(金)～11日(土)

【場所】宿屋伝七(川治湯元)

【演題】「税と会計のよもやま話」

【講師】齋藤 淳 氏 (公認会計士)



【概要】主な内容は以下の通り。

#### I.源泉税のあれこれ

(1)人格のない社団又は財団(マンション管理組合・団地管理組合等)  
一般的には、普通の法人と同じく源泉徴収の義務がある。(実際には登記していないので把握が難しい。)

(2)源泉徴収の納税地は、支払事務を取り扱う事務所等のその支払い日における所在地

(3)納期の特例(支給人員が常時10人未満)での注意。

報酬・料金では、弁護士・税理士・司法書士等以外は特例の対象外。外注費関係では源泉徴収を忘れない事。

#### (3)外注・委託料での源泉徴収

①役務の内容が、契約内容で他人の代替を容れる、指揮監督を受けない、引渡までは自己責任、材料提供なし、作業用具供与なしであれば、請負契約に基づく労務とみる。

②請負契約に基づく労務の対価は事業所得であり、源泉徴収不要。

③雇用契約等に基づく労務の対価は給与所得であり、源泉徴収が必要。



熱心にメモをとる参加者

## Ⅱ.国際会計基準 (約 100 ヶ国が加入)

### (1) 我が国での導入予定

2010年・3月に、上場会社で選択適用を開始。連結財務諸表で全面適用する。

### (2)特徴

①原則主義 (具体的でない)

②包括利益の**資産・負債のアプローチ**・・・期末純資産 (資産 | 負債) がいくら増えたか、その差額が利益 (時価評価)

### (3)問題点

①連結財務諸表のない中小法人に適用するのか・・・監査もないからチェックなし。

②国際会計基準自体が、変わることがある・・・時価の採用法が過去に変わった経緯あり。

③**税法、会社法との兼ね合い**・・・国際会計基準にあわせて税法・会社法を変えてはいけない。

「中小企業では導入せず、上場会社の連結で止まってくれたら良い」と結ばれた。